

意見書

令和元年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

〒

住 所 : _____

ふり がな : _____

氏 名 : _____

電 話 : _____

川崎市環境影響評価に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 48 号）第 13 条第 1 項の規定による意見書を次のとおり提出します。

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意 見

鷺沼駅と鉄道の混雑対策

申請書 P49 の鉄道乗車人員は、平成 29 年度に 1 日 31,092 人で、平成 25 年から 29 年の 5 年間で増加傾向にあるとしているが、今後の駅利用者はどの位増加を見込んでいるのか？

鷺沼駅の乗降客増加に見合う改善策が述べられていません。もし、電車利用者と再開発アセスとは関係がないと言うのなら、再開発準備組合の主体である東急電鉄による市民・区民への軽視です。

朝晩の電車のラッシュ時間の、通勤者の増加が想定されます。現在、武蔵小杉駅の混雑は解消されていません。小杉ほどにはならないにしても、通勤者が混雑時を避けて1時間早く出勤しなければならい事態も生まれます。快適な住空間を求めてタワーマンションに住む人たちにとっても大きな問題です。

このことの解決なしに、再開発はありえません。住みにくい鷺沼にしないために、東急は朝晩の混雑時対策を立てる義務があります。東急電鉄は、小杉駅の失敗を繰り返さないためにも、利用者増加に見合う対策をとるべきです。

(備 考)

- 1 提出された意見書は、個人情報伏せてその写しを指定開発行為者（事業者）に送付します。
- 2 意見に対する見解は指定開発行為者（事業者）が作成します。
詳細は裏面を御覧ください。
- 3 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。
- 4 送付先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市環境局環境評価室
電話番号 044-200-2156
- 5 提出期限 令和元年 9 月 26 日（木）まで（当日消印有効）